# 令和2年第2回大竹市教育委員会

令和2年第2回大竹市教育委員会を,令和2年2月28日(金)9時30分から大竹市役所4階第2会議室において開催した。

1 出席及び欠席委員の氏名

```
教育長
    小 西 啓 二
            出席
1 番
    畠 中 透
            出席
2
 番
    新矢佳弘
            出席
    中 田 美 穂 出席
3
 番
    池田良枝
4 番
            出席
```

2 出席職員の氏名

```
(総務学事課)
       重安千陽
  IJ
   )
       中 川 香代子
       瀬川隆司
       桑原崇志
  "
(生涯学習課長)
       柿 本 剛
        安藤 好博
(生涯学習課)
 " )
       三 井 佳 和
(
 " )
       坂 井 渉
```

3 会議に付した議案及び議決・可否数等

教育長 小西 啓二 が議事進行。

議事録署名委員の指名 新矢 佳弘

日程第1 会期決定について 本日1日限りと決定。

日程第2 議案第2号 大竹市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

# 事務局説明

教育委員会事務局の組織の合理的改善を図る目的で、令和2年4月1日付けで生涯 学習課の組織及び事務を一部変更することに伴い、教育委員会事務局の係の設置や事 務の分掌について規定する本規則の一部を改正しようとするもの。詳細について生涯 学習課から説明する。

生涯学習課の社会教育係と青少年育成係を統合するというもの。職員の働き方改革 の観点から、時間外勤務の縮減、有給休暇の取得率の向上等を図るとともに、係を統 合することで係の人数を増やし、より効率的で実働性の高い組織とすることが目的で ある。各職員の業務を補完し合える体制を構築する。現在、社会教育係には常勤職員・ 臨時職員・再任用職員含めて6名、青少年育成係には常勤職員3名在籍しているが、 新体制では合計9名の職員でお互いの業務を補完しやすい体制にする。業務量に増減 があるわけではなく、青少年育成係の業務を社会教育係に移行する。両係を統合し、 規模を大きくするという事が目的である。

## 主な質疑等

- (新矢委員)人数も業務も変わらないとの説明だったが何が変わるのか。社会教育 係と青少年育成係が、一緒に仕事をするようになるという事か。
- (事務局)現在でも協力し合い業務を行っているが、指揮命令系統が異なるため、連携がうまくいかない事もある。係を統合することにより、指揮命令系統を明確にしたいという事である。各業務について、主担当と副担当であたっているが、増員により副担当を2人にする等、主担当の業務を分散することで時間外勤務を縮減する等、補完し合える体制を構築したいと考えている。
- (中田委員) 統合することにより情報や指示が出しやすくなると思う。動きも取り やすくなるのではないか。業務の分散もできるのでいいことだと思う。
- (畠中委員) 社会教育分野の審議会と青少年育成分野の審議会は統合しないのか。
- (事務局)教育委員会事務局生涯学習課の係の業務だけを統合するものである。

議案第2号採決 全員が賛成し原案どおり可決

日程第3 議案第3号 大竹市立小中学校職員服務規程の一部改正について

#### 事務局説明

広島県人事委員会規則である職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部が改正され、令和2年1月1日より家族の看護等に係る休暇について、義務教育終了前の子が在籍する学校等が臨時に休業となった際に子の世話を行う場合が追加された。大竹市立小中学校で勤務する教員はこの規則が適用される。これに伴い、大竹市立小中学校職員服務規程の様式第4号(特別休暇簿)の一部を改正するもの。感染症予防に加え、気象警報等により学校が臨時休校となった場合、令和2年1月1日より、特別休暇簿の、特別休暇の種類の欄に記入することにより特別休暇の取得が可能になったが、書き加える作業を省略するため、様式の一部を改正する。

#### 主な質疑等

(池田委員) 働き方改革が叫ばれる中で安心して休めることは大事なことだと思う。 (教 育 長) 働き方改革という大きな課題がある中で、ひとつの取組でもある。

- (畠中委員)「インフルエンザ感染症等の感染症」と「気象警報等」とあるが、「気象警報等」よりも「自然災害等」とした方が良いのではないかと思うがどうか。
- (事務局)元よりインフルエンザ等の感染症を予防するために臨時休校になる場合は,5日を超えない範囲で必要と認める日が特別休暇になると決まっていた。この度気象警報,例えば警報が出て学校が休校になる場合にも特別休暇の中に子どもをみる規定を盛り込んだという事になった。
- (池田委員) 警報発令で臨時休校になる自治体もあるため,「気象警報等」で良いと 思う。

議案第3号採決 全員が賛成し原案どおり可決

日程第4 議案第4号 大竹市費負担教員に関する規則の廃止について

#### 事務局説明

確かな学力の向上と基本的な生活習慣の育成を図ることを目的として、少人数によるきめ細かな指導を行うために、大竹市教育委員会は、県が定める「第1~2学年で一学級当たり35人以下」という基準等に基づいた教諭数に加え、平成18年度より、小学校第1~2学年において30人学級を実施し、不足する教諭を「大竹市費負担教員」として任用していた。例えば、小学校第1学年が100人である場合、県の基準では「3クラス」だが、少人数学級事業の基準では「4クラス」となり、1クラス分の教員を「市費負担教員」として任用していた。

しかし、近年では個別に支援・指導すべき児童の増加等の理由により、少人数学級を継続するより、県の基準である35人学級の中で、課題のある児童を個別に支援する学級支援員等の配置を望む学校の声が大きくなったため、平成27年度で少人数学級事業を終了した。今後も、学級支援員等を配置する事業を継続する予定であり、市費負担教員を任用しての少人数学級事業を行う見込みはないことから規則を廃止するもの。

# 主な質疑等

- (池田委員) 平成27年度で終了した理由は何か。また、少人数学級指導の予算は 学級支援員等を増員する費用に回しているのか。
- (事務局) 少人数学級の事業について、平成28年度以降に継続するかどうか、 平成27年度に協議した。財源はふるさと創生基金であり、財源的に厳し くなったという事情もあり、これまでどおり基金を取り崩して少人数学級 のための教員を1人雇い、1学級当たりのきめ細かい対応をするのと、学 級や学年に学級支援員を配置し狙いを定めて支援をするのとどちらが効果

的かを協議した上で、学級支援員を配置する選択をした。学級支援員を配置に際しては、再編交付金を積み増すことで財源を確保し運営をしている。

(教 育 長) 少子化の進行もあり人数的には十分な対応ができる。一方で、増えている様々な新たな課題に重点を置くという意図もある。

(中田委員) 1,2年生の学級の児童数の平均はどのくらいか。

- (事務局) 平成31年度の1学年の児童数は、玖波小学校が18人で1学級、小方小学校が97人で3学級、大竹小学校が99人で3学級。2学年の児童数は、玖波小学校が14人で1学級、小方小学校が68人で2学級、大竹小学校が110人で4学級である。
- (新矢委員) 30人から5人増えることで教育に関しての影響はどうか。これまでは基金があったが、5人増えた児童に対する指導が十分にできるのかどうか。
- (教 育 長) 1学級当たりの児童数が少ない方が指導面では良いと思うが、個に応じての指導がやりやすい、又は発達障害等の様々な児童が学級にはいる中で、学級支援員が配置されることで、担任としてはよりやりやすい。複数の目で見ることができるという事で、個に応じた指導ができるという意味で、少人数学級よりは学級支援員を配置する方がニーズとしてはある。
- (新矢委員)子どもたちのためには何とかお金を使ってほしい。学校が1つなくなったから。学校運営にはお金がかかるが、松ヶ原小学校や穂仁原小学校、阿多田小学校の閉校により、節約できたお金はどこに行ったのか。教育以外に使用されるのはどうかと思う。教育に関するお金の確保の意識はしっかり持っていて欲しい。

議案第4号採決 全員が賛成し原案どおり可決

日程第5 議案第5号 大竹市立公民館使用条例施行規則の一部改正について

#### 事務局説明

各公民館の現状の運用に合わせるため規則を改正するもの。併せて字句の修正を行うもの。具体的には、大竹市立公民館条例施行規則第6条で、開館時間を「9時」としているが、この度の改正で「8時30分」に改めようとするもの。また、大竹市立公民館条例施行規則第13条で、使用時間を「午後10時まで」としているが、この度の改正で「午後9時30分まで」に改めようとするもの。なお、日曜日の使用時間については、「午後5時まで」としているが、「午後4時30分まで」に改めようとするもの。

次に大竹市立公民館使用条例施行規則第7条の改正について説明する。まず, 玖波公民館の休館日について,「水曜日」から「日曜日」に改めようとするもの。他の公民

館(栄公民館)の休館日は「水曜日」という事にするもの。また、現在開館している 祝日の振替休日は両公民館ともに休館日にしようとするもの。玖波公民館の日曜日と 祝日の利用状況が著しく少ないこと及び栄公民館の祝日の振替休日の利用状況が少な いことを理由とするもの。

玖波公民館の日曜日及び祝日の利用状況は、平成30年度の一般利用の実績で1日当たり1.1件,1日当たり5.1人である。また振替休日の一般利用は1日当たり1件,1日当たり2.7人である。それより前の年度も同様の傾向であることから、玖波公民館は一般利用が極めて少ない日曜日及び振替休日を休館日にしようとするもの。また、玖波支所が開館している水曜日を開館日とし、利用の促進に努めたい。

なお、栄公民館は水曜日が祝日の場合、翌日を休館日としているが、利用が期待で きることから開館日としようとするもの。

## 主な質疑等

- (新矢委員) 玖波公民館の日曜日の利用者数が少ないという事だが、日曜日しか利用できない人もいるのではないか。少ないからという理由だけでは納得しない人もいるのではないか。
- (事務局)日曜日の利用状況については、個人利用で、講堂ではバドミントンや 卓球等軽スポーツを、また図書館に至っては学生が自主学習で利用してい る状況を確認している。公用でのイベントを実施する場合は臨時開館等を して対応したい。

公民館は,敬老会で日曜日に使用することがある。その場合は事前連絡 により,臨時開館という事で対応する予定である。

- (新矢委員) 事前連絡をすれば、休館日でも体育館を使用することができるのか。
- (事務局)個人利用はできない。地域の行事等で体育館を利用する場合である。
- (新矢委員) 市役所に登録している団体以外は利用できないという事か。個人的な グループが「バレーボールでもやろう」という利用はできないという事か。
- (事 務 局) 個人的な集団では休館日は利用できない。

玖波公民館については、日曜日の個人利用はできなくなる。一方、総合 市民会館は卓球室等を開放しているので、そちらの利用を勧める。

- (新矢委員) 日曜日しか利用できない人の理解が得られるのか分からない。立戸に ある総合体育館が利用できると言われて玖波の住民が納得するのかなと感 じた。
- (事務局)極めて少ない利用件数・利用者のために、一日中開館することは、施設の効率的運営という視点から適当でないと考えてのこと。
- (池田委員) 玖波公民館には支所の役割もあるので、支所は開いているのに公民館 は使えないという、矛盾したことがあったため、休館日を水曜日から日曜

日に変更することは良いと思う。

(教 育 長) 玖波の地域の皆さんに説明をし、理解を得るためにしっかり説明する ことを考えている。

議案第5号採決 全員が賛成し原案どおり可決

日程第6 議案第6号 大竹市総合市民会館条例施行規則の一部改正について

# 事務局説明

現状の運用に合わせるため規則を改正するもの。併せて字句の修正を行うもの。具体的には、大竹市総合市民会館条例施行規則第8条で、開館時間を「9時」としているが、この度の改正で「8時40分」に改めようとするもの。また、大竹市総合市民会館条例施行規則第10条で、使用時間を「午後10時まで」としているが、この度の改正で「午後9時30分まで」に改めようとするもの。なお、日曜日の使用時間については、会館時間を「午後5時まで」としているが、「午後4時30分まで」に改めようとするもの。いずれも、総合市民会館の現状の運用に合わせるための規則を改正するものである。その他、字句の修正を行っている。

## 主な質疑等

- (池田委員) 玖波公民館と栄公民館の開館時間は8時30分という事だったが、総合市民会館の開館時間は8時40分なのか。
- (事務局) 玖波公民館は併設されている玖波支所の開館時間である8時30分に合わせて設定したもの。総合市民会館については、施設の規模が大きく開館に伴う準備や清掃等の時間に10分間は必要であるため、8時40分に設定したもの。栄公民館については、玖波公民館と合わせたもの。

議案第6号採決 全員が賛成し原案どおり可決

日程第7 議案第7号 大竹市相談教室運営要綱の一部改正について

#### 事務局説明

大竹市こども相談室内に設置する大竹市相談教室に通室する際の申請手続き等を簡素化するため、大竹市相談教室運営要綱を一部改正するもの。

現在は、大竹市相談教室を利用しようとする場合、保護者が在籍学校長に通室願を 提出し、学校長から教育委員会へ申請があり、教育委員会から学校長へ決定の通知を 経て、学校長が保護者に通室決定の通知をするという手続きをとっている。このたび の改正では、保護者は在籍学校長を通さず教育委員会へ申請し、教育委員会から保護 者及び学校長へ決定を通知するというように、申請手続きを簡素化しようとするもの。

## 主な質疑等

- (中田委員) これまでも保護者から直接教育委員会に相談があることもあったのではないかと思う。「学校との連携」は形を変えることなく、事務を簡素化するという事で良いか。
- (教 育 長) 今後もしっかり連携し進める。手続き上は簡素化するということである。
- (中田委員) 事務の簡素化という意味では良いと思う。

議案第7号採決 全員が賛成し原案どおり可決

日程第8 議案第8号 令和2年度大竹市学校給食標準価格について

#### 事務局説明

令和2年度の大竹市学校給食標準価格については、今年度と同額の一食当り小学校260円、中学校310円とすることで決定しようとするもの。学校給食標準価格の算出については、学校給食法第8条第1項の規定に基づく、児童生徒に必要な栄養量、その他の学校給食の内容及び学校給食を適正に実施するために必要な事項について維持されることが望ましい基準である「学校給食実施基準」に照らして、1食当たり必要とする食品の価格を算出しているもの。提示した来年度の標準価格は、平成31年1月から令和元年12月の学校給食物資購入価格の実績に消費者物価指数を加味して算出したもの。なお、この価格については、大竹市給食センター設置条例第4条第1項に規定する大竹市給食センター運営委員会を2月5日に開催し、審議した上で提案しているもの。

## 主な質疑等

- (畠中委員) 消費税が上がったことによる影響はないか。
- (事務局)食材費の消費税は8%に据え置かれている。調理酒,みりん調味料等, 10%となっているものが一部ある程度である。ほとんど影響がないとい う事で,前年度と同額で大丈夫と判断している。
- (池田委員) コロナウイルス感染拡大の影響で、物価が上昇する事も考えられる。 この額で大丈夫か。
- (事務局) 小学校については、257円35銭くらいで収まるであろうと推計した。物価が多少上がっても何とかやっていけると考えている。

議案第8号採決 全員が賛成し原案どおり可決

## 事務局説明

令和2年度の学校給食納入食糧品業者の選任について、表に記載した18業者の選任をお願いするもの。この18業者は、学校給食納入食糧品業者選任審査要綱第3条に基づき提出期間内に申請があり、要綱第2条に基づく納入業者の資格である衛生管理状況や供給能力等についてあらかじめ事務局において審査し、大竹市給食センター運営委員会において審議した上で提案するもの。

選任をしようとする業者は今年度と同様でいずれも変更はない。また、学校給食納入食糧品業者選任審査要綱第5条第2項の規定により、選任の有効期間は1会計年度限りとあることから、選任期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日までとするもの。

# 主な質疑等

- (池田委員) 価格の面も含め努力をされていることに対して感謝したい。納入業者 が大竹市内の業者の採用が多い事も喜ばしい事だ。
- (畠中委員) 食材を市民から提供を受けることもあるのか。
- (事務局)個人からの提供というのは今までない。約2千食の量が必要という事で、提供していただく方はなかなかいない。ただ、各学校で栽培する大根や玉ねぎについては、学校で収穫した野菜を給食の食材として使ったりしている。
- (教 育 長)総合学習や生活科で子どもたちが作ったものを材料として、食育と絡めてやっている。
- (新矢委員) 大竹市の給食は良いと聞く。毎月の献立はセンター長が考えているのか。
- (事務局) 給食センターには、小方中学校と大竹小学校の1名ずつの栄養教諭が 兼務しており、その2名が献立を作成している。できる限り地元の食材を 使う、また安全・安心、そしておいしくという事を心掛けて献立を作成し ている。
- (新矢委員) いわゆる「残飯」はあるのか。
- (事務局)毎日、残菜率を調査している。残菜率は1%未満で、子どもたちはよく食べている。ほとんど残菜はない状況である。特に3学期になると成長とともに、ほとんど残さなくなっている。
- (教育長)残菜率の全国平均はどのくらいか。
- (事務局) 5~7%くらいではないかと思う。
- (池田委員) いろんなところの給食を食べた経験からみても、大竹市の給食は本当

においしい。家庭ではなかなか食べることのないメニュー等や季節のもの, 行事食等を意識した食材等が取り入れられ,また情報も給食センターから 学校に示されるため,食育を学校でも取り組みやすい。本当に大竹市の給 食は素晴らしい。

(新矢委員) 給食は、立派な「授業」だと思う。人間はなんのために生きているのかといえば食べるために生きている。子どもたちにとって学校給食は重要だ。それがとてもおいしいということで大竹市の給食は自慢できる。

260円や310円は、決して高いとは思わない。よくやってもらっている価格だと思うが、食材に関する費用はどのくらいのものか。他の自治体ではもっとかかっているのではないか。

(事務局) 広島県内では、大竹市は廿日市市とほぼ同額で一番高い方だ。一番安い自治体は概ね235円くらい。大竹市としては、安心安全な食材を使用するという事をモットーに実施しているためこれくらいの金額がかかっていると考えている。

議案第9号採決 全員が賛成し原案どおり可決

日程第10 報告第4号 教育に関する市議会提出議案に対する意見の申出につい て

## 事務局説明

令和2年3月大竹市議会第1回定例会に、次の2件の議案を提出するにあたり、市 長から意見を求められたが、緊急やむを得ないと認め、教育長において異議ないもの と申し出たので、今回の教育委員会に報告し承認を求めるもの。

一件目の提出議案の「令和元年度大竹市一般会計補正予算(第4号)」について、まず歳出から説明する。学校の屋内運動場等における天井材等の落下防止対策に係る経費として設計委託料と改修工事費を約60百万円計上し、学校における情報通信ネットワーク環境を整備する経費として約1億6百万円計上している。続いて歳入について説明する。学校の天井改修事業に係る経費及び情報通信ネットワーク環境整備に係る経費の財源として国庫補助金を約71百万円、借入金である市債を約94百万円計上している。また、ゆめタウン大竹店から大竹駅伝競走大会のために役立ててほしいとの趣旨であった寄付金について10千円計上した。これに関する歳出の補正は行わず、当初予算で計上している経費に充当することとした。なお、学校の天井改修事業及び情報通信ネットワーク環境整備事業については、昨年12月に発表された政府の経済対策により補正予算が成立したことに伴い、急きょ予算補正を行うもの。事業執行にあたっては翌年度に繰り越した上で、実質的には令和2年度で実施することに

なる。

二件目の提出議案の「令和2年度大竹市一般会計予算」について,まず新年度当初 予算の概略について説明する。一般会計予算の歳入歳出総額は177億9,365万 2千円で前年度比18.7%増となっている。そのうち、教育費の予算は26億2、 716万2千円で前年度比151.6%増となっている。教育費のうち総務課で所管 する人件費関係分を除く24億3,500万2千円の課別内訳が、総務学事課分5億 2,894万8千円,生涯学習課分19億605万4千円となっている。それぞれ前 年度と比べて大幅に増加している。次に、主な増加要因について説明する。総務学事 課分では、「幼児教育推進事業」が幼児教育無償化に伴う対象者の増加等による影響で 約33百万円の増額、「小学校学習環境サポート・読書活動推進事業」が今後の支出に 備え,再編交付金を財源として教育環境充実基金を積み増したこと等により約60百 万円の増額となったほか、「小学校管理運営事業」及び「中学校管理運営事業」では、 今年度実施した校務用パソコンの更新に伴う借上料の増及び新年度に実施する児童生 徒が使用する学習用端末の整備費用の計上等により計約12百万円の増加となってい る。生涯学習課分では、「大竹会館改修事業」が工事の本格化により14億4,000 万円増額となったことが最大の要因。その他では「総合市民会館改修事業」で舞台吊 物装置の改修を行うため約17百万円の増額となっている。

続いて新年度に実施する主な事業について、当初予算の概要に記載の事業概要を説明する。まずは、新規事業の「小・中学校管理運営事業(児童・生徒用コンピュータ整備事業)」について、事業費は1、028万5千円。文部科学省が推進する GIGA スクール構想の実現に向け、令和5年度までに児童・生徒が一人1台の学習用コンピューターを持ち、授業等で十分に活用できる環境整備を目指す。令和2年度は、現在未整備の小・中学校があるためその学校を中心に、まずは1学級分程度、各教室で使うことができるような移動式・可動式の端末を整備する予定としている。

続いて、「奨学金貸付事業」について説明する。経済的な理由により就学の機会を失うことがないよう、奨学金の貸し付けを行うもの。平成24年度から、市内に一定期間居住することを要件とした奨学金の返還免除制度を導入している。令和2年度は、新規貸付者として平成30年度同様、大学生10名分を予算計上している。受け付けは3月9日からということで準備をしている。

続いて、「こども相談室運営事業」について説明する。家庭等で問題を抱えながら生活している子どもや保護者に対し、幼児から青少年期まで一貫した相談を実施できる場所を提供するとともに、不登校の児童生徒に対し、学習・生活面での支援を行い、社会的自立への基礎を培うもの。令和2年度も相談員2名体制で事業を運営する。

続いて、「学習環境サポート・読書推進事業」について説明する。通常の学級に在籍する発達障害などのある児童・生徒へのサポートの為、学級支援員を配置し、個に応じたきめ細やかな指導を行う。また、学校図書館に読書及び学習上の支援を行う読書

活動推進員を配置することで、市内小中学校の読書及び学習環境を整え、幅広い視野を持った心豊かな児童生徒を育成する。また令和2年度は、基金への5,900万円の積み増しを行い、今後も継続して配置できるような形での予算計上をしている。

続いて、「中学校教育振興事業・英語力向上事業」について説明する。日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定の検定料を、市内の中学校に通う中学3年生を対象に全額助成を年1回するもの。中学卒業までに取得する目標の級を定めることで、中学生全体の英語力の向上を目指すもの。今年度の英語検定3級以上取得率は31.7%だったが、平成29年度事業実施時は31.4%、平成30年度は29.7%で、過去2年を上回る数値を収めることが出来た。

続いて、「放課後児童クラブ運営事業」について説明する。放課後や長期休暇中などに保護者が仕事などで昼間家庭にいない児童に対して、主体的な遊びの場や生活の場を提供することで、児童の健全育成、保護者の仕事と子育ての両立を支援する。

続いて、「大竹会館改築等事業」について説明する。今年度から2ヶ年度の事業で、耐震性に問題のある老朽化した旧館に併せて新館部分を解体し、アゼリアホールの前面に新築棟を増築する。また、改築工事に併せてアゼリアホールの一部を改修し、公共施設の規模適正化、防災機能の強化、利用者の利便性の向上を図る。来年度末の完成に向けて取り組んでいる。

続いて、スポーツ振興事業として「オリンピック・パラリンピック交流等事業」について説明する。今年度の予算は100万円で、女子ソフトボールの練習試合が島根県出雲市で行われたのに併せ、視察へ行った。来年度もオリンピック・パラリンピック競技大会に向けた機運を醸成するため、広島県で事前合宿を行うメキシコ選手団との交流を行い、市民のスポーツへの関心を高めるともに競技力の向上を図っていく。また、パラリンピック大会に向け、市内の障害者スポーツの振興と市民の理解を促進するためにパラリンピック聖火リレー広島聖火フェスティバルの採火式を行う。

続いて、「玖波公民館改修事業」について説明する。大ホール屋上の防水等工事を行う。今年度は公民館側の防水工事を行っているが、来年度は体育館側を行うというものである。

次に、放課後児童クラブ関係については、令和3年度から令和5年度まで、1億6、850万円以内という事で、債務負担行為の予算も計上している。これは児童クラブ民営化に関する予算である。来年度から契約準備行為に入る予定のため、令和3年度からの予算を確保するもの。現在、放課後児童クラブは3ヶ所あり、市が直営で運営している。これを令和3年度から民間委託による運用をしようとするものである。民間委託することにより、効率的かつ効果的な運用を行う、民間事業者の多様な知識と経験を活用するという事で、より良いサービスにつなげていきたいというもの。効果としては、受託事業者のネットワークを活用した継続的かつ迅速な人材の確保、民間のノウハウを活用した運営体制の強化、行政と民間との役割分担による業務の効率化等を期待している。来年度から受託事業者の選定に入る予定である。選定方法については民間事業者の能力、経験等を勘案して決定する事が適当と考え、公募型プロポーザル方式を考えている。委託する範囲は、放課後児童クラブの運営業務全般という事

になる。入会関係の書類の配布受付やおやつ代や傷害保険料の徴収管理等も含まれる。 児童クラブの職員については受託事業者の職員という事になるので、受託事業者にお いて児童クラブの職員を採用し、労務管理と研修等を行う。市の業務としては、まず、 設備及び運営に関する基準の決定であり、基本的な制度に関する部分については、引 き続き市が担当する。また、入会の審査、入会決定、利用者の負担金の徴収といった 事務についても、引き続き市が担当する事になる。次に他市町の運営状況であるが、 県内の14市と近隣の岩国市・和木町の状況は、本市と同様の「公設公営のみ」は4 市町。「公設民営のみ」は尾道市、庄原市、安芸高田市の3市。業務委託先は、社会福 祉法人, 学校法人, NPO 法人, 民間企業等がある。全国の割合は, 公設公営は3割で, 民営が残りの7割。全国で見ると7割程度が民営の児童クラブという事になる。次に 利用終了時間は、民設民営は除くが、来年度18時までが6市、18時半までが9市 町,19時までが1市である。令和3年度から民営化するに当たって,利用時間を現 在の18時から18時半まで延長するという事を考えている。最後に実施スケジュー ルであるが、来年度8月にはプロポーザルの公告、参加事業者の申請受付、9月に提 案書の締切り、プレゼンテーションを経て、10月には受託事業者を決定したいと考 えている。業務委託契約を締結後、10月から12月にかけて、受託事業者が職員募 集等を含めて開設準備を行っていく。来年1月には新年度の利用申し込みの受け付け を開始し、3月に利用者及び職員配置の決定、業務引き継ぎという形で、令和3年4 月から受託事業者による運営開始という流れで進みたいと考えている。

主な質疑等質疑なし

報告第4号 報告のとおり承認

日程第11 報告第5号 大竹市就学指導委員会で審議した児童生徒の就学につい て

#### 事務局説明

教育上特別な配慮を要する児童生徒の障害の種類・程度等に応じた特別支援学級等への適正な就学先について、大竹市の附属機関に位置づけられている「大竹市就学指導委員会」へ諮問したところ、令和2年2月21日付けで答申された。教育委員会に諮り決定すべきであるが、保護者への通知等や次年度の学級編成に向けての準備にとりかかる必要があるため、緊急やむを得ないと認め教育長において処理したもの。なお、今回の報告は、1月15日付けの答申時に間に合わず、継続して審議を行った3名について新たに答申されたため行うもの。

主な質疑等質疑なし

報告第5号 報告のとおり承認

日程第12 報告第6号 大竹市通級指導教室(言語)通級審査委員会で審議した児 童生徒の就学について

## 事務局説明

言語に障害があって通常の学級での学習に概ね参加でき、一部特別な指導を必要とする者への通級指導教室による指導について、大竹市の附属機関に位置づけられている「大竹市通級指導教室(言語)通級審査委員会」へ諮問したところ、令和2年2月21日付けで答申された。教育委員会に諮り決定をすべきであるが、保護者への通知等や次年度の学級編成に向けての準備にとりかかる必要があるため、緊急やむを得ないと認め教育長において処理したもの。なお、プライバシー配慮の観点から、人数と学年のみの報告とする。

# 主な質疑等

(新矢委員)終了者4名とあるのは卒業したからなのか。

(教育長)卒業する場合もあるし、指導後にもう大丈夫だという子どもたちも含む。

報告第6号 報告のとおり承認

# 教育長(小西 啓二)

以上をもって本日の議事日程をすべて終了したことを告げ、閉会を宣言した。

11 時 30 分散会